

第5編

給 与

第1章 報酬・費用弁償

○大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例

〔昭和48年4月2日
条例第7号〕

改正 昭和49年3月26日条例第1号 昭和50年3月20日条例第1号
昭和55年4月1日条例第1号 昭和56年7月1日条例第2号
昭和59年9月26日条例第4号 平成3年3月27日条例第1号
平成6年4月1日条例第2号 平成11年3月29日条例第1号
平成16年3月30日条例第1号 平成18年12月27日条例第5号
平成19年3月29日条例第2号 平成23年3月28日条例第3号
平成26年4月1日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第203条第4項及び第203条の2第4項の規定に基づき、大雪消防組合議会議員及び非常勤特別職職員等（以下「議員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 議員等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 議員等（議会議員及び監査委員に限る。）が、年の途中においてその職に就いたとき又はその職を離れたときは、前項の報酬の額は、現日数を基礎として日割計算により支給する。
- 3 大雪消防組合議会会議規則（昭和63年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第2条第2項の届出による、議員活動ができなくなった日から議員活動ができることとなった日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）については、次の表に定める区分に応じた減額の割合を前2項に定める報酬の額から減額するものとする。

議員活動ができない期間	減額の割合
90日以上180日未満	100分の20
180日以上365日未満	100分の30
365日以上	100分の50

- 4 前項の規定による報酬の減額は、議員活動ができない期間が90日又は180日並びに365日を経過する日からそれぞれ開始し、議員活動ができることとなった日の前日をもって終了する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、議員活動のできない期間事由が会議規則第2条第2項各号に定める公務災害等による療養の場合は、減額しないものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給は、年額で定められているものは当該年度の職務従事後に、日額で定め

第5編 給与〔大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職
職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例〕

られているものは勤務の都度支給するものとする。

(費用弁償)

第4条 議員等が招集に応じ、職務上の用務で勤務し、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2のとおりとする。ただし、当麻町、比布町及び愛別町に係る議員等の費用弁償は、関係町の議員等の例による。

3 前項に定めるもののほか、議員等に支給する費用弁償は、大雪消防組合（以下「組合」という。）の職員の例による。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月26日条例第1号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月20日条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の規定（以下「改正後の条例」という。）は昭和50年1月1日から適用する。ただし、改正後の条例別表第2の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年4月1日条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年7月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。ただし、第1条の別表第2の改正規定は、昭和56年6月1日から適用する。

附 則 (昭和59年9月26日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、昭和59年10月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年3月27日条例第1号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月27日条例第5号)

第5編 給与〔大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職
職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例〕

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第5編 給与〔大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職
職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例〕

別表第1（第2条関係）

区 分	報 酬
議 会 議 員	年 額 30,000 円
監 査 委 員	年 額 30,000 円
その他条例により 設置した委員	職務に従事する時間が4時間を超える場合 日 額 6,000 円
	職務に従事する時間が4時間以下の場合 日 額 4,000 円

別表第2（第4条関係）

区 分	車 賃 1 kmに つ き	日当1日につき		宿泊料1夜につき		
		道 内	道 外	組 合 区 域 内	道 内	道 外
議 長	円 37	円 2,600	円 2,600	円 6,000	円 11,800	円 13,000
副 議 長 議 員 委 員	円 37	円 2,400	円 2,400	円 6,000	円 10,800	円 12,000

備考

- 1 公用車を使用して旅行した場合の車賃は、支給しない。
- 2 組合区域内を旅行した場合の日当は、支給しない。
- 3 旭川市、鷹栖町、上川町、上富良野町、中富良野町及び富良野市へ日帰り旅行した場合の道内日当は、支給しない。
- 4 片道150キロメートル以上を交通機関を利用し、又は片道100キロメートル以上を公用車を使用して日帰り旅行した場合の日当は、道内日当の2倍の額を支給する。
- 5 東京都区内に旅行した場合の日当は、1日につき道外日当の2倍の額を支給する。
- 6 組合区域内の温泉旅館へ旅行した場合の宿泊料は、道内宿泊料を支給する。